

○埼玉県文書管理規程

平成13年3月30日訓令第22号

目 次

- 標題
- 発令
- 改正沿革
- 宛先
- 公布文
- 題名
- 全改文
- 目次
- 本則
 - 第一章 総則
 - 第一条 (趣旨)
 - 第二条 (用語の定義)
 - 第二条の二 (最高文書管理職)
 - 2
 - 第三条 (文書管理責任者)
 - 2
 - 第四条 (文書管理補助者)

改正 平成四年三月一日訓令第4号
 平成四年三月二十九日訓令第1号
 平成四年三月二十九日訓令第1号
 平成五年三月二十九日訓令第1号